

公 示

三崎港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示（平成 31 年 3 月須揭示第 2 号）を下記のとおり改正し、令和 5 年 5 月 1 日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、公示します。

令和 5 年 5 月 1 日

横須賀税関支署長 栗 田 誠

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指 定 に 係 る 条 件
(1) 花暮 1 号出漁準備岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
(2) 2 号魚揚岸壁	
(3) 宮城魚揚岸壁	
(4) 西浜 1 号－5M岸壁	
(5) 歌舞島（1 号－7M、2 号－6M、3 号－6M、4 号－5M）岸壁	
(6) 花暮 2 号出漁準備岸壁	
(7) 前項までに定められる以外の保税地域前面の岸壁・栈橋又は物揚場（積卸に限る。）	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。

- ① 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。

- ② 「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。